

掛川市公告

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、同法同条第3項及び第4項の規定に基づき、所定の期間を経過した場合は、売却又は破棄を行うことがある。

平成23年3月7日

掛川市長 松井三郎

整理番号	種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所
1	はり札	1	(市) 殊勝寺線 大池地内リバー アイランド付近 道路柵	平成23年3月1日 午前11時10分頃	平成23年3月1日 午前11時10分頃	掛川市役所